

朝日村既存住宅耐震補強補助金交付要綱

朝日村既存住宅耐震補強補助金交付要綱（平成18年朝日村要綱第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、既存木造住宅及びその他の住宅（以下「既存住宅」という。）の耐震補強を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、朝日村補助金交付規則（昭和39年朝日村規則第3号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

イ 木造在来工法の住宅

ウ 長屋及び共同住宅（以下「集合住宅」という。）以外の個人所有の住宅

（2）その他の住宅 昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅以外の住宅

（3）長野県木造住宅耐震診断士（以下「診断士」という。） 長野県知事の備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿（以下「名簿」という。）に登録された者をいう。

（4）精密耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルによる精密耐震診断の方法に基づき既存木造住宅の耐震診断を実施すること。

（5）長野県建築物構造専門員会 県が既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するため設置した委員会をいう。

（6）総合評点 簡易耐震診断又は既存木造住宅における精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表第1の区分による。

（補助の対象及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請及び決定）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

朝日村既存住宅耐震補強補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める関係書類を添付して村長に提出しなければならない。

（1） 昭和56年以前に建築したことを証明する書類で、次のいずれかの書類の写し

ア 建築確認通知書

イ 家屋の固定資産課税台帳登録証明書

ウ 家屋の登記事項証明書

（2） 診断士による精密耐震診断報告書（写）

（3） 耐震補強工事見積書

（4） 補強工事内容が分かる平面図等

（5） 案内図

2 村長は、前項の規定による申請があった場合、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、朝日村既存住宅耐震補強補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第5条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、朝日村既存住宅耐震補強補助金変更承認申請書（様式第3号）に次の各号に定める関係書類を添付して村長に提出しなければならない。

（1） 耐震補強工事見積書

（2） 変更内容が分かる平面図等

2 村長は、前項の申請を受理した場合、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、朝日村既存住宅耐震補強補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、耐震補強が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに朝日村既存住宅耐震補強工事遅滞等報告書（様式第5号）を村長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 村長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第6条 申請者は、耐震補強を中止又は廃止をしようとする場合は、朝日村既存住宅耐震補強工事廃止（中止）届（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第7条 申請者は、耐震補強が完了したときは、朝日村既存住宅耐震補強補助金実績報告書（様式第8号）に次の各号に定める関係書類を添付して村

長に提出しなければならない。

(1) 工事契約書又は領収書の写し

(2) 施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真

2 前項の報告書は、耐震補強の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 村長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合は、完了検査を行い、適正に工事が行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、朝日村既存住宅耐震補強補助金交付確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に朝日村既存住宅耐震補強補助金支払請求書(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

(完了検査)

第10条 要綱第8条の規定に基づく完了検査において不備があったときは、検査結果不備通知書により通知するものとする。

(補助金の取消し)

第11条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

(1) 前条の規定による不備の改善を行わないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 村長が、補助金を交付することが不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第13条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等関係書類を整理し、保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

別表第1（第2条関係）

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われる。
1.0以上1.5未満	一応安全と思われる。
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある。
0.7未満	倒壊する可能性が高い。

別表第2（第3条関係）

対象事業	対象経費	補助率
既存住宅耐震補強	精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅について耐震補強工事を行い、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回る工事（これと同等に耐震性能が向上する工事と長野県建築物構造専門員会において認められた工事を含む。）及びその他の住宅（賃貸住宅を除く。）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震改修計画の認定を受けることのできる工事を、既存住宅の所有者が行う場合に要する経費（工事費、設計費及び補強計画に要する経費に限る。）	5分の4に相当する額。ただし、100万円を限度とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。